

菊川駅北 vol.4 まちづくり News

発行：駅北まちづくり研究会
令和7年2月発行

駅北まちづくり研究会 第2回勉強会を開催しました

令和7年2月12日(水)に、今年度第2回勉強会を開催しました。

用途地域について説明を聞いた後、「どこにどんな用途地域を指定したいか？皆さんで考えましょう」をテーマに、2つのグループに分かれて、建ててほしい建物、建ててほしくない建物について、カードを置きながら意見交換をしました（用途地域の詳細については裏面参照）。



■用途地域について意見交換

たたき台の3つのゾーンについて、グループごと用途地域の意見をまとめました。

■「住宅地を主としたゾーン」

アパートや教育施設、福祉施設等も建てられる用途

Aグループ



Bグループ



■「沿道利用ゾーン」
小規模なお店や事務所、ガソリンスタンド等が建てられる用途

■「にぎわいをつくるゾーン」
やや大型の商業施設や娯楽施設が建てられる用途

グループで出していただいた意見をもとにまちづくり研究会としての「用途地域の案」を作成し、次回の勉強会でお知らせします。この案をもとに今後、県との協議等を進めていきます。

裏面も見てね！

■前回の補足事項（事業区域の修正）

第1回勉強会でまとめた事業区域について、右図のとおりとすることで同意を得ました。

■技術援助申請について

技術援助を申請することで、組合の設立準備や補助金の積極的な活用、他地区の事例収集などを市にお願いできるものです。多数決を取った結果、賛成多数であったため後日、技術援助申請の書類に会長署名後、市に提出します。

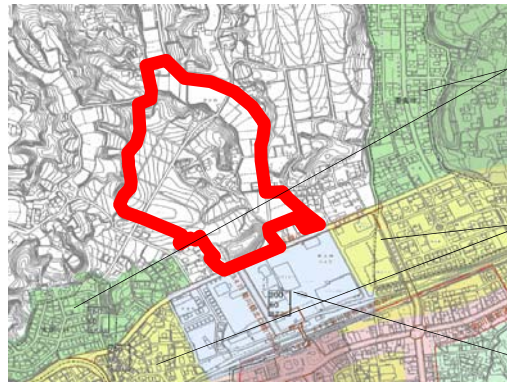
■サウンディング型市場調査結果

右記コード（市HP）から結果をご覧ください。



用途地域とは②

用途地域の「用途制限」とは、建物の「使い道」を制限することで、良好な生活環境を形成することです。



第1種中高層住居専用地域

第1種住居地域

工業地域

■用途地域による制限の概要

※この表による建築物の用途制限は、主なものを表したもので、すべての制限について掲載したものではありません

- ：建てられる用途
- △：面積、階数等の制限あり
- ×：建てられない用途

用途地域の種類	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域
1 住宅・共同住宅・小規模の兼用住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 学校	△	△	○	○	○	○	○	○	○	×
3 保育所・診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×
5 店舗	×	△	△	△	△	△	△	○	○	△
6 事務所	×	×	×	△	△	○	○	○	○	○
7 ホテル・旅館	×	×	×	×	△	○	○	○	○	×
8 劇場・映画館	×	×	×	×	×	×	△	○	○	×
9 風俗施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
10 工場	×	△	△	△	△	△	△	△	△	○

駅北地域周辺の用途地域は上図のとおりです。この駅北地域の用途地域について、「どのようなまちを目指し、どのような用途地域がふさわしいか」勉強会で検討しました。

問合せ：駅北まちづくり研究会事務局

〒439-8650 菊川市堀之内61 菊川市 建設経済部 都市計画課

TEL 0537-35-0932 E-mail toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp